

「新たな市場開拓に向けて」

日本貿易振興機構盛岡貿易情報センター

所長 花井敬昌



昨年の春に就任しましたが、その後、ご案内の通り、わが国も含めて世界の経済環境は激変しております。為替の面でも円高が続いており、特に輸出の環境は極めて厳しくなっております。当センターでは岩手県と協力して毎年、貿易実態調査(アンケートベース)を実施しており、2006年、2007年と岩手県の輸出は地域産品も含めて対前年比30%増加しましたが、影響が懸念されます。県内の輸送関連、電気電子産業は輸出割合が高く、また、これら産業は裾野産業も広く、経済環境の早急な改善が期待されるところであります。このような情勢ではありますが、経済のグローバル化のなかで海外市場を見据えて地道に取り組んで行くことが肝要かと思えます。

岩手県では2008年1月に策定された、「いわて希望創造プラン」(岩手県総合計画後期実施計画 - 平成19~22年度)において、グローバル化のなかで「地方の得意分野が世界に直結出来る大きな契機」と捉え、東アジアを中心に農林水産物の輸出促進など海外市場開拓に官民上げて取り組む姿勢にあります。県の商工労働観光部には専門部署が設けられ、岩手県産品の市場開拓に取り組んでおられます。また、県が経済事務所を置く、中国・大連では毎年、商談会を開催するとともに、大連の理工大学と岩手大学との間の交流を中心に産官学の連携が進捗しております。そして、昨年4月に発足した「いわて未来作り機構」ではその活動の一環として「岩手ブランドの国内外展開」の検討を進めておられるなど、県内業界・企業等の海外との経済・ビジネス交流の促進に取り組んでいます。

このような動きを背景に、当センターでは当機構の世界54カ国、73箇所の海外ネットワークを活用して県等自治体、地域産業会等と連携を取り、海外市場開拓に協力を申し上げますとともに特に個別企業への支援を最重点に取り組んでおります。また、農商工連携では、当機構は海外での連携で活動を展開しており、本年度は市場として注目される、香港とドバイで農商工連携による事業を実施しており、香港での事業(食品と伝統工芸品)には県内業界、企業も参加されて市場開拓に取り組んでおります。また、経済産業省が昨年6月から取り組む地域力連携拠点活動では県内では中央会様を含めて5箇所が認定されていますが、これら機関と連携して県内業界・企業の国際的な展開に協力をしております。会員の皆様におかれまして気軽に当センターにお声がけをしていただければ幸いです。

### 平成 20 年度 中小企業の労働事情実態調査概要まとまる

本会では、県内の中小企業における労働環境を的確に把握し、国等の適正な中小企業労働対策及び支援方針の策定に反映させるため、「岩手県における平成 20 年度中小企業労働事情実態調査」を実施。

今回は、調査項目の中から「経営」、「従業員の労働時間」、「高齢者の雇用」、「最低賃金引き上げの影響」、「新規学卒者の採用計画・初任給・賃金改定」の主要部分について報告する。

#### 1, 回答事業所の内訳

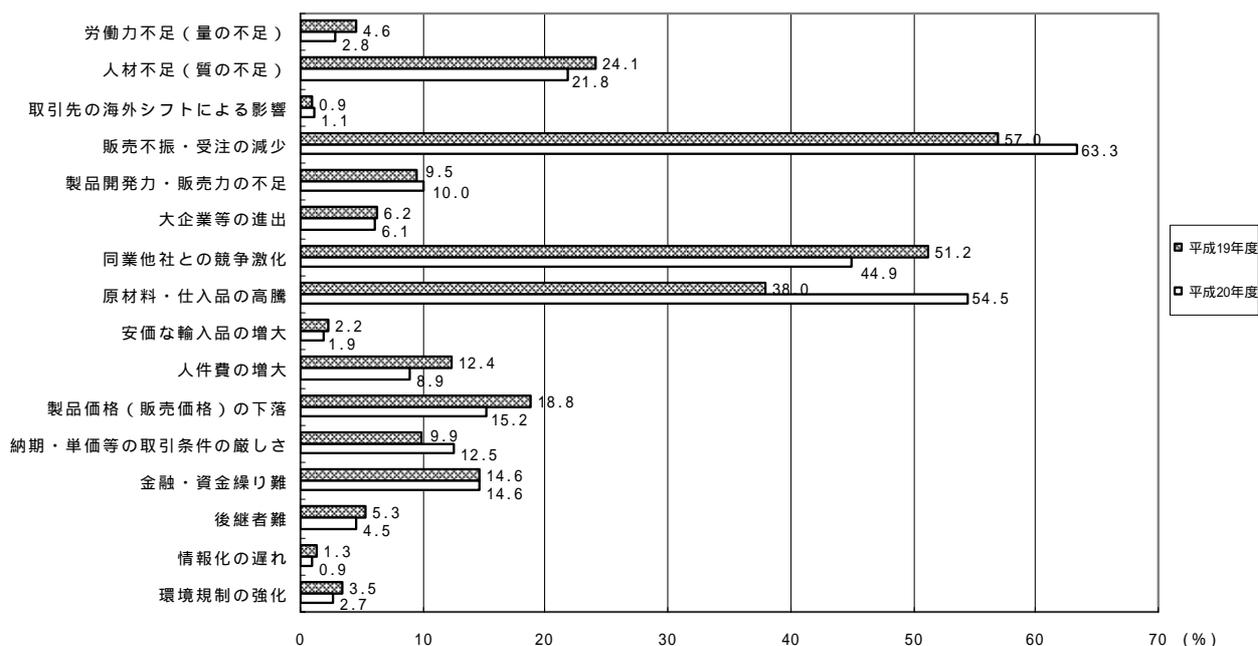
調査対象事業所 1,000 事業所のうち、回答のあったのは 539 事業所で、内訳は製造業 217 事業所、非製造業 322 事業所であった。

調査対象事業所数	回答事業所数	回 答 率
1,000	539	53.9%

#### 2, 経営上のあい路

経営上のあい路をみると、昨年度と同様に上位 3 項目で「販売不振・受注の減少」(63.3%)、「原材料・仕入品の高騰」(54.5%)、「同業他社との競争激化」(44.9%)が占めた。(3 項目以内複数回答)

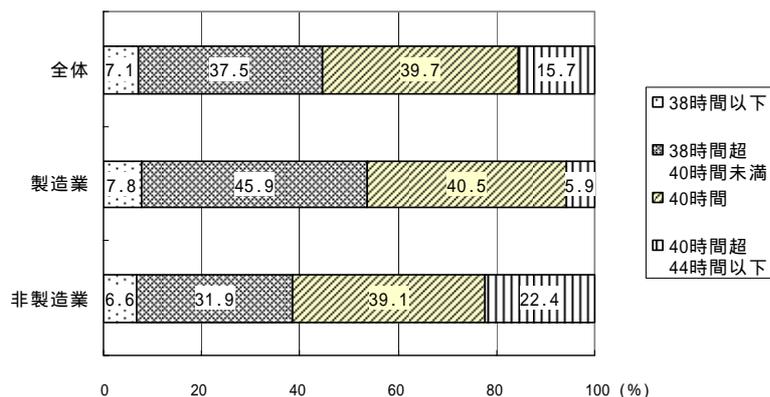
【経営上のあい路】



#### 3, 従業員の労働時間

##### 【週所定労働時間】

週所定労働時間は「40 時間」の 39.7%が最も多く、「38時間超 40時間未満」が 37.5%、「38 時間以下」の 7.1%と合わせて週 40 時間制をクリアしている事業所は全体の 84.3%となる。業種別に「40 時間以下」の比率をみると、「繊維工業」「印刷・同関連」「窯業・土石」「機械器具」(100.0%)、「金属、同製品」(97.7%)、「総合工事業」(95.9%)、「設備工事業」(92.8%)の順となっている。



## 4、高年齢者(60歳以上)の雇用状況

### 定年年齢

「60歳」が「製造業」(68.2%)、「非製造業」(68.5%)で最も多く、次いで「製造業」では「65歳以上」(14.0%)、「定めていない」(11.7%)、「非製造業」では「定めていない」(17.5%)、「65歳以上」(8.9%)と続いている。

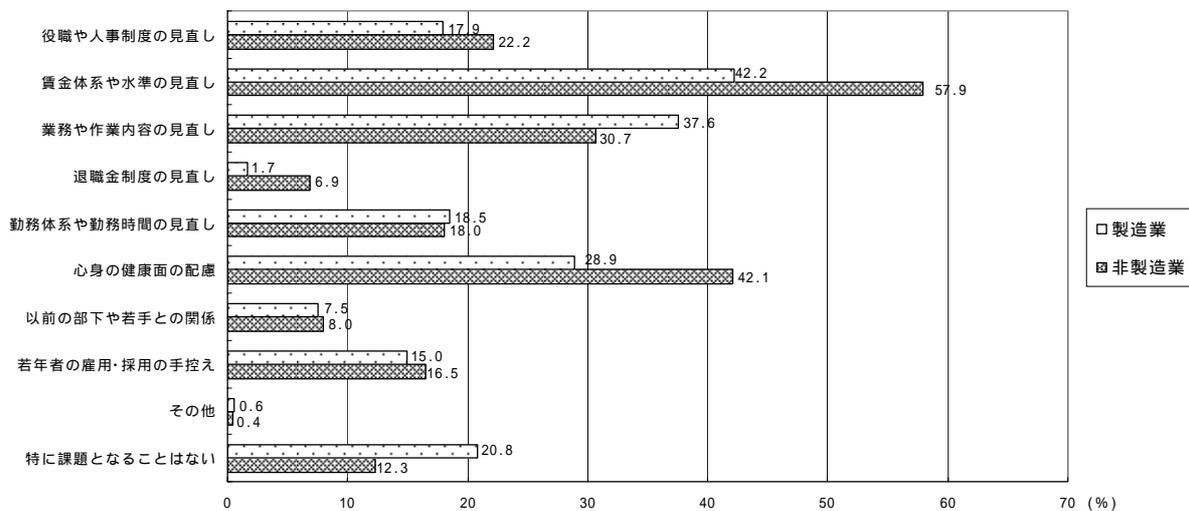
### 定年後の継続雇用制度導入

「製造業」「非製造業」とも「再雇用制度のみを導入」が最も多い。次いで「導入していない」「勤務延長制度のみを導入」「勤務延長制度・再雇用制度両方を導入」の順となっている。

### 高年齢者雇用の課題

「製造業」では「賃金体系や水準の見直し」(42.2%)、「業務や作業内容の見直し」(37.6%)、「心身の健康面の配慮」(28.9%)と続き、「非製造業」では「賃金体系や水準の見直し」(57.9%)、「心身の健康面の配慮」(42.1%)、「業務や作業内容の見直し」(30.7%)の順となっている。

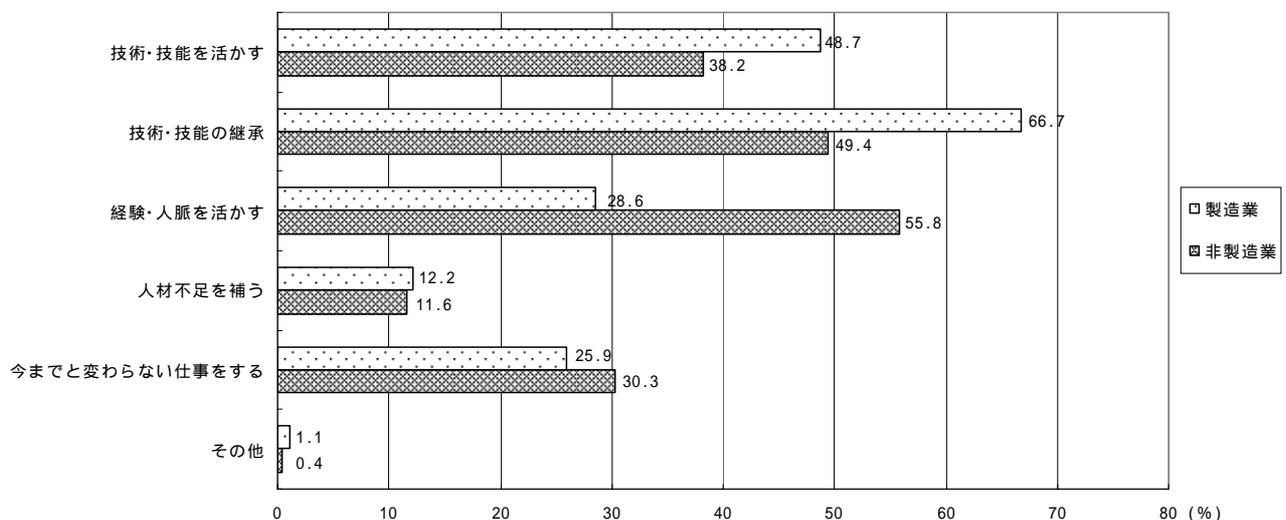
#### 【高年齢者雇用の課題】



### 高年齢者への期待

高年齢者に期待するものは、「製造業」では「技術・技能を継承すること」(66.7%)、「技術・技能を活かすこと」(48.7%)、「経験・人脈を活かすこと」(28.6%)と続き、「非製造業」では「経験・人脈を活かすこと」(55.8%)、「技術・技能を継承すること」(49.4%)、「技術・技能を活かすこと」(38.2%)の順となっている。

#### 【高年齢者雇用への期待】

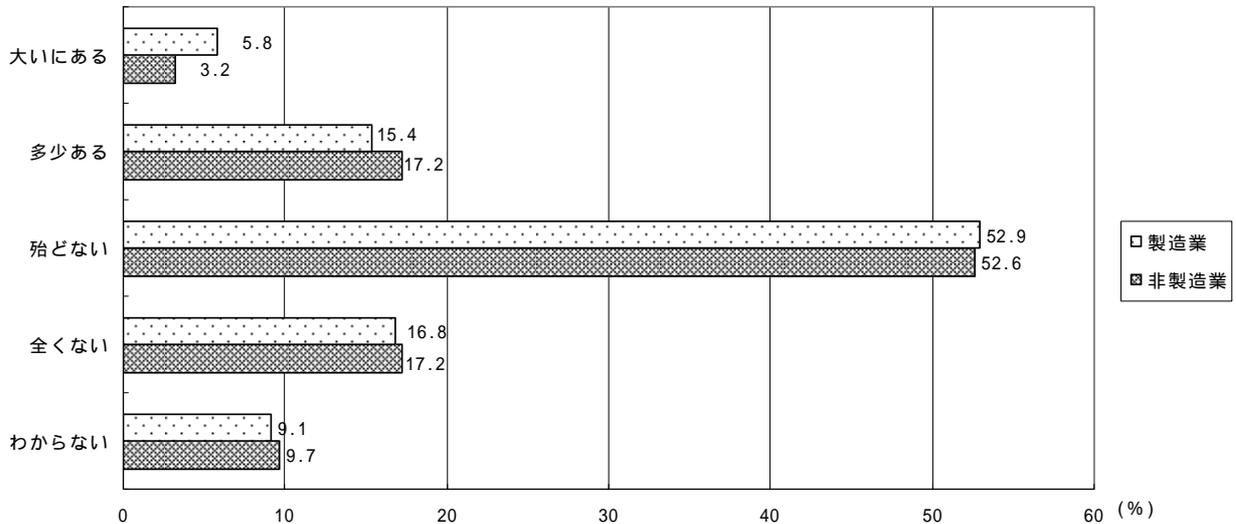


## 5, 最低賃金引き上げの影響

### 経営上の影響

最低賃金が引き上げられた場合の経営上の影響としては、全体としては「殆どない」の回答が多かった。続いて「全くない」「多少ある」であった。

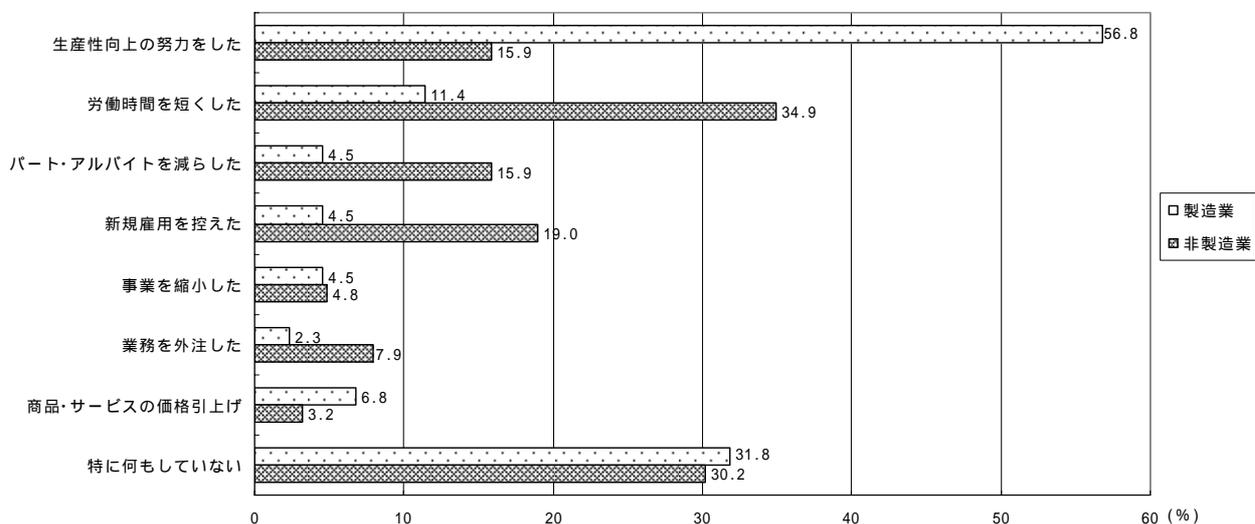
【最低賃金引上の影響】



### 影響への対応

影響への対応としては、製造業では「生産性向上の努力をした」(56.8%)が最も多く、次いで「特に何もしていない」(31.8%)、「労働時間を短くした」(11.4%)となっている。非製造業では「労働時間を短くした」(34.9%)が最も多く、次いで「特に何もしていない」(30.2%)、「新規雇用を控えた」(19.0%)の順となっている。

【影響への対応】

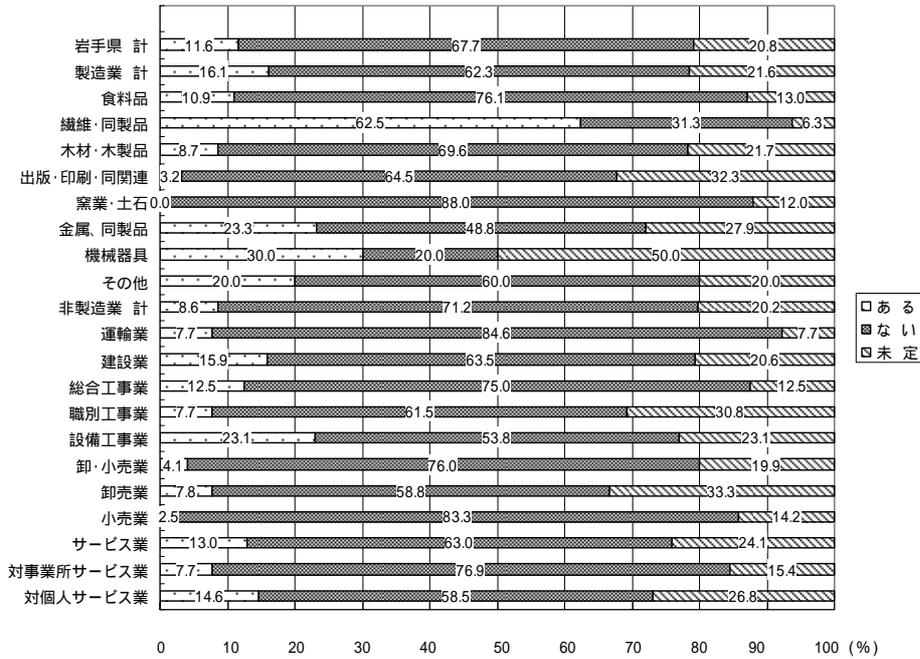


## 6, 新規学卒者の採用計画・初任給

### 採用計画

平成 21 年 3 月の新規学卒者について、岩手県全体で「採用計画がある」と回答した事業所は、昨年度より 1.5 ポイント減少の 11.6% であり、また「採用計画がない」事業所は、昨年度より 1.1 ポイント増加の 67.7% となった。業種別では「繊維・同製品」「機械器具」「金属、同製品」「設備工事業」で「採用計画がある」の回答が高かったのに対し、「窯業・土石」「運輸業」「小売業」では 8 割以上の事業所で「採用計画がない」との回答であった。業種によってバラツキもあるが、全体的には採用計画がないという回答が多かった。

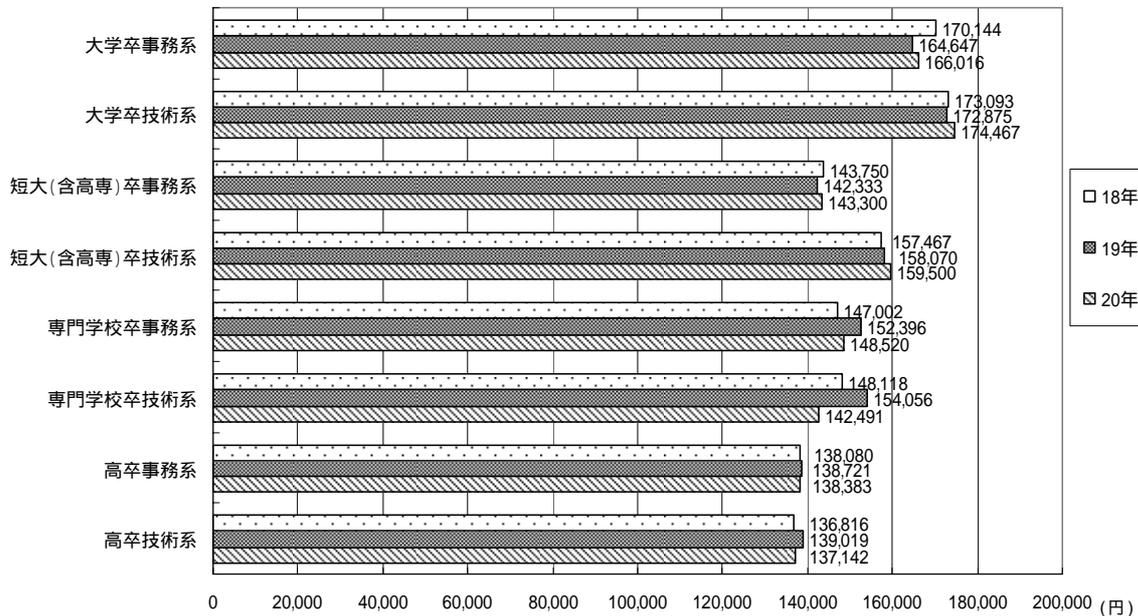
## 【採用計画】



## 初任給

平成20年3月卒の新規学卒者初任給は、「大学卒事務系」「大学卒技術系」「短大(含高専)事務系」「短大(含高専)技術系」が昨年を上回ったものの、「専門学校卒事務系」及び「専門学校卒技術系」は昨年より5,000~12,000円ほど下回った。「高卒事務系」「高卒技術系」は、ほぼ据え置きとなった。

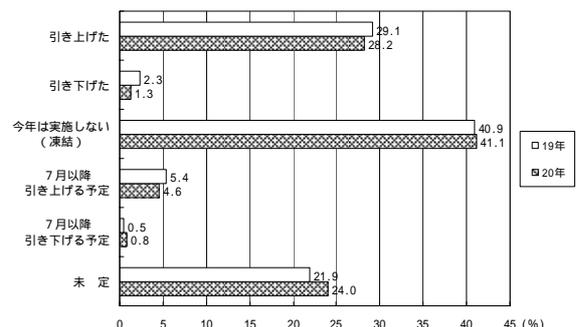
## 【新規学卒者の初任給】



## 7. 賃金改定の実施

### 【賃金改定】

平成20年1月1日から7月1日までの間の賃金改定の実施状況をみると、「今年は実施しない(凍結)」とした事業所が全体で41.1%と最も多かった。次いで「引き上げた」の回答が昨年と比べ0.9ポイントダウンの28.2%となっている。



## 地域資源コーディネート事業に本会応募企画が採択される！

現在、国では地域資源を活用した新事業を強力に支援し、5年間で1000件の新事業創出を目指す目標を掲げている。こうした中小企業の新たな取り組みの掘り起こしや地域資源の価値向上を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している「地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業」の平成20年度第2回目の募集が行われ、昨年度に引き続き本会が応募した企画が採択された。

採択件数は全部で10件（応募総数28件・応募倍率約2.8倍）

本会企画概要と他県のテーマは次のとおり。

### ～岩手県中央会の応募企画の概要～

#### テーマ

「産学官連携による  
花巻温泉郷の地域マーケティング戦略の研究」

#### 概要

花巻温泉郷の台温泉が、個々の旅館だけでは成しえない温泉地としての競争優位性を築くため、地元学生等の若い視点で地域のマーケティング戦略とその具体策を研究し、白金豚などの地域資源を活用した新たな取り組みの創出や回遊・滞在性の向上を図る。

#### 参加協力予定者

台温泉旅館事業者、岩手県立大学、その他行政機関等

### ～他の採択事業テーマ～

1. 名寄商工会議所(北海道)  
天塩川流域「なよろブランド」創造研究事業
2. 特定非営利活動法人 東鳴子ゆめ会議(宮城県)  
湯農商工連携による新湯治コンテンツ研究事業  
～東鳴子・湯治村塾
3. 潮来市商工会(茨城県)  
「モクズガニ」を用いた地域活性化創出事業
4. 社団法人 四万温泉協会(群馬県)  
商店街の空き店舗を有効利用した滞在型観光地作りの研究事業
5. 千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合(千葉県)  
「成田空港」を観光資源とした外国人宿泊者受け入れ事業
6. 渥美商工会(愛知県)  
「伊良湖岬」を観光資源とした滞在型観光プログラムの研究会
7. かほく市商工会(石川県)  
地元繊維資材の新たな利用価値の研究事業
8. 児島商工会議所(岡山県)  
SHIKI・CON～白壁の町並みで人と人とが紡ぎあう、おもてなしの婚礼事業～
9. 長崎県中小企業団体中央会(長崎県)  
「壱岐神社群」を中心とした新たな癒しの島巡り・高付加価値観光支援事業

## 21年度中小企業対策関連予算案の概要

経済産業省・中小企業庁はこの度、平成21年度の中小企業対策関連予算案を公表した。ここでは、予算案にある主要な対策について紹介する。

### 平成21年度予算案

平成21年度予算案	平成20年度予算	対前年増減
1,890億円	1,761億円	+129億円

平成20年度補正予算関係では、第一次補正予算(4,162億円) + 第二次補正予算案(5,014億円)の計9,176億円の予算となる予定(なお19年度補正予算は、2,757億円)。

### 第1の柱 経済情勢の激変に対する緊急対策

#### 1. 中小企業金融対策

信用保証協会による20兆円枠の緊急保証制度や、日本政策金融公庫等による10兆円枠のセーフティネット貸付等により、厳しい経営環境に置かれた中小・小規模企業の資金繰り支援に万全を期す。

また、セーフティネット貸付について、特に業況の厳しい企業に対する金利の引き下げを行う。

さらに、中小企業庁と金融庁が連携し、民間金融機関に要請を行うこと等を通じ、中小企業金融の8割を担う民間金融機関の、中小・小規模企業に対する円滑な資金供給への取り組みを実施する。

経営安定関連保証等対策費補助事業	21年度	14億円(以下()内は20年度 12億円)
中小企業の資金繰り対策(財務省計上)	21年度	523億円(400億円)
資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業	21年度	39.2億円(39.2億円)

## 2. 下請取引の適正化の推進

下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用を図るとともに、中小・小規模企業が抱える取引上の様々な悩み・相談に対応するため、全国47都道府県に設置した「下請かけこみ寺」において、相談対応のほかにも、裁判外紛争解決手続き(ADR)を用いた迅速な紛争解決や、下請ガイドラインの普及啓発を通じた下請適正取引の推進を図る。

中小企業下請取引適正化事業	21年度	7.0億円(6.0億円)
---------------	------	--------------

## 第2の柱 経営力向上対策

### 1. 事業再生支援

中小企業再生支援協議会における専門家相談の実施、支援機能の強化

中小企業再生支援協議会事業	21年度	49.7億円(44.7億円)
---------------	------	----------------

### 2. 事業承継円滑化

開業と廃業のマッチング、相談事業、専門家派遣事業を始め、あらゆる事業承継のニーズに対するワンストップサービスを行う「事業承継センター」を全国約100箇所に設置。さらに、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定申請等の情報管理データベースを構築する。

事業承継円滑化関連予算	21年度	27億円(25億円)
-------------	------	------------

### 3. 団塊世代の技術・ノウハウ活用促進(新現役チャレンジプラン)

豊富な経験・ノウハウ等を活用するため、社会貢献意欲を有する大企業等を退職した団塊世代をデータベースに登録し、中小・小規模企業のニーズとのマッチングを全国規模で実施する。

新現役チャレンジ支援事業	21年度	19.4億円(21.2億円)
--------------	------	----------------

### 4. 外国人研修・技能実習制度の適正化

外国人研修生の受入れを行う組合等に対し、中小企業診断士等を派遣し、不適正事例の是正・改善指導を行うことにより不正行為等の未然防止に努め、中小・小規模企業の円滑な研修生受入等を図る。

外国人研修・技能実習制度適正化指導事業等	21年度	0.9億円(新規)
----------------------	------	-----------

### 5. 省エネ・省コスト化支援

大企業等の技術・資金により中小企業等のCO<sub>2</sub>削減を進める「国内クレジット制度」の普及促進の他、先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業等に対し、事業費の一部補助(1/3補助)を行う。また、省エネ設備・機器などを導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を行う。

国内クレジット制度基盤整備事業	21年度	7.7億円
新エネルギー等事業者支援対策事業	21年度	300.7億円の内数(335.8億円の内数)
エネルギー使用合理化事業者支援事業	21年度	296.5億円の内数(296.5億円の内数)

## 第3の柱 新分野への挑戦に対する応援

### 1. 農商工連携・地域資源活用促進

農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」の他、「地域資源」を活用し新商品・新サービスの開発や販売促進等を行う取組に対し、経費の一部を補助する(2/3補助(一部については1/2補助))。また新商品・新サービスの開発に取り組む中小企業者等に対し、マーケティング等の専門家が、事業計画作成、市場調査、

商品企画から販路開拓に至るまで一貫してサポートする。

新事業活動促進支援事業	21年度	60.2億円(新規)
市場志向型ハンズオン支援事業	21年度	24.0億円(20.3億円)
中小企業総合経営支援事業	21年度	47.5億円(新規)

## 2. 技術開発・創業の促進

我が国経済をけん引していく重要産業分野を支えるものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)の高度化に向け、中小・小規模企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発を支援する。また、地域において、研究開発を起点とした新事業、新産業創出を図っていくため、企業、大学、公設試等の地域リソースを最適に組み合わせた共同研究体による実用化技術の研究開発を実施する。

戦略的技術支援事業	21年度	119.5億円(新規)
川上・川下ネットワーク構築支援事業	21年度	1.9億円(1.9億円)

## 第4の柱 商店街・小規模企業への支援

### 1. 商店街の社会的課題への取り組みに対する支援

低炭素社会、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応して、商店街が実施する省エネ型街路灯やソーラーパネル付きアーケード整備、防犯カメラ設置等のハード事業、空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営等のソフト事業に対して、経費の一部を補助する。また、商店街全体の運営管理や商店街運営を担う人材の育成等に対しても経費の一部補助を行う。さらに、「商店街の活性化に関する法律(仮称)」の制定に伴い、商店街等に土地等を譲渡した者に対する譲渡所得特別控除を創設し、税制面からも支援を行う。

社会課題対応等中小商業再生支援事業	21年度	42.0億円(29.7億円)
-------------------	------	----------------

### 2. コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの推進

中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域において、民間事業者、商業者、認定まちづくり会社等が、地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業を支援するとともに、特にまちづくり会社を軸として行う不動産の所有と利用の分離等の手法を用いた中心商店街の活性化の取り組みについて支援する。

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	21年度	58億円(61億円)
--------------------	------	------------

### 3. 中小・小規模企業の支援拠点の整備(地域力連携拠点)

全国各地の「地域力連携拠点」において、地域の支援機関等が連携して中小・小規模企業の経営課題の把握を手助けし、経営力の向上や新事業展開、販路開拓、事業承継等の経営課題に応じてきめ細かく、ワンストップで支援する。特に平成21年度においては、平成20年度中に整備した316拠点について、リレーションシップバンキング、農商工連携等への対応強化を図るため、350ヶ所程度まで増強する。また、サービス産業生産性協議会の取り組みについて、地域力連携拠点等と連携して全国展開を図り、地域中小サービス事業者の生産性向上を推進する。

地域力連携拠点事業	21年度	57.9億円(51.6億円)
-----------	------	----------------

### 4. 中小・小規模企業のIT化の推進

中小・小規模企業等のIT経営の実践を促進するため、研修事業、ベストプラクティス収集・普及事業等を実施する(IT経営応援隊)。また、地域の中小・小規模企業等とIT産業の連携強化を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を構築して、情報交換や情報共有などの相互協力を強化し、同時に、IT企業が連携してIT供給力を強化する取り組みを支援する。

IT経営実践促進事業	21年度	6.1億円(8.3億円)
地域経済情報化基盤整備事業	21年度	2.0億円(新規)

## 雇用調整助成金制度の見直しについて

厚生労働省では、厳しい雇用環境が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされたことに伴い、雇用する労働者(新規学卒者を含む)について休業・教育訓練・出向を実施する事業主への支援策として、昨年12月1日より従来の雇用調整助成金の支給要件を大幅に緩和し、助成率を引き上げるとともに、新たに中小企業緊急雇用安定助成金を創設した。その後、支給要件の更なる緩和を行うとともに、助成対象となる労働者の範囲を拡大する等の見直しを行った。以下に各助成金の概要を紹介する。

### 中小企業緊急雇用安定助成金(中小企業向)・雇用調整助成金(中小企業以外向)

#### (1) 目的

企業収益悪化に伴う生産量減少、事業活動縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させることで雇用を維持する場合、休業・教育訓練または出向に係る手当の一部を助成する。

#### (2) 支給要件

雇用保険の被保険者として6ヶ月以上継続して雇用されている方。

被保険者期間が6ヶ月未満の方(新規学卒者も含む)。

6ヶ月以上雇用されている被保険者以外の方(週所定労働時間20時間以上の方に限る)。

#### (3) 対象となる事業主

最近3ヶ月の生産量が、直前3ヶ月または前年同期比で減少(雇用調整助成金の場合、5%以上の減少)。

前期決算等の経常利益が赤字(生産量が5%以上減少している場合は不要)。

#### (4) 助成率... 及び にはいずれも別に上限額の設定有り

休業手当または賃金相当額として厚生労働大臣の定める方法で算定した額の5分の4(雇用調整助成金の場合、2分の1)。

教育訓練の場合は、教育訓練費として1人1日6,000円(雇用調整助成金の場合、1人1日1,200円)を に上乘せ。

出向の場合、出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の5分の4(雇用調整助成金の場合、2分の1)。

### (仮称) 離職者住居支援給付金 平成20年12月9日より遡及して適用の予定

#### (1) 目的

派遣労働者または有期契約労働者との契約中途解除や雇い止めを行った場合で、離職後も引き続き住居を無償で提供した場合または住居に係る費用負担をした事業主へ助成を行う。

#### (2) 対象となる事業主

再就職援助計画を作成し、管轄の公共職業安定所長の認定を受けること。

雇用保険被保険者(期間問わず)である労働者に住居を提供していること、または6ヶ月以上雇用されている雇用保険被保険者以外の方(週所定労働時間が20時間以上の方に限る)。

#### (3) 支給額及び助成期間

対象労働者1名につき、1ヶ月当たり4万円から6万円を、1ヶ月から6ヶ月の期間で助成。

助成金についての問い合わせは、厚生労働省 職業安定局 雇用開発課(電話 03-3502-1718)、岩手労働局 職業対策課(電話 019-604-3004、3005)、または最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)まで。

## 平成 21 年度 税制改正大綱のポイント

「平成 21 年度税制改正大綱」が昨年 12 月 12 日に決定された。今回の税制措置による減税額は年間 1 兆 800 億円となり、とりわけ中小企業への重点的減税措置が実現した。主要な項目について次の措置が講じられている。

組合を含む中小企業に対する法人税の軽減税率を 2 年間、現行の 22% から過去最低の 18% に引下げ  
 組合を含む中小企業の欠損金の繰戻し還付制度の復活  
 商店街活性化に関する法律を制定し、空き店舗対策等の為の土地譲渡所得の特別控除の適用要件を緩和  
 組合の貸倒引当金の特例措置及び設立 10 年以内の組合の留保所得の特別控除制度の 2 年間延長  
 省エネ投資を支援するため、省エネ設備等を即時償却(100%)とする  
 継承する株式の 8 割の相続税の納入を猶予する事業承継税制の細目措置の完成

先の「追加経済対策」で中小企業に対する軽減税率の時限的引下げは決定されていたが、協同組合について対象に含めるかどうか税制調査会等で議論があった。その中で、全国中央会では各県中央会の意見等に基づき、中小企業議員懇話会及び党 3 役への陳情の他、自民党経済産業部会(部会長 櫻田義孝 衆議院議員)等の国会議員への陳情活動を積極的に行った結果、その実現をみることができたことは大きな成果である。

以下、中小企業に関連する主立った対策を紹介する。

### 中小企業の安定・活性化対策

#### 1. 中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げ

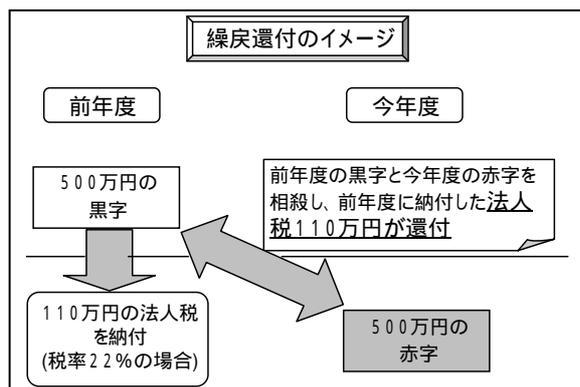
中小法人(協同組合等含む)等の所得のうち、平成 21 年 4 月 1 日から 2 年間、年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を、現行の 22% から 18% に引き下げる。

#### 2. 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活

中小法人等の平成 21 年 2 月以降に終了する各事業年度に生じた欠損金につき、繰戻し還付を復活(右図参照)。

#### 3. 地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充

空き店舗対策をはじめとする商店街の活性化を目的とする新法(仮称:「商店街の活性化に関する法律」)の制定に伴い、同法の認定を受けた計画に基づく事業用土地を、商店街等に譲渡した者に対する譲渡所得の特別控除(1,500 万円)制度を創設。



#### 4. 中小企業等基盤強化税制の適用期限を 2 年延長

特定中小企業者(青色申告事業者)等が取得した特定事業基盤強化設備について、初年度において取得価格の 30%特別償却または取得価格の 7%税額控除の選択が可能な措置を 2 年延長する(但し、特定旅館業を営む大規模法人では、対象設備から国際放送受信設備を除外する)。

#### 5. 情報基盤設備の特別償却

情報基盤強化設備等を取得した際の特別償却または所得税の特別控除制度の償却限度額を、該当設備の普通償却額と取得価格の 35%相当額との合計額とする。

## 6. その他の延長措置

- (1) 協同組合等の貸倒引当金の特例における繰入限度額の16%割増措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 組合等の留保所得の特別控除制度について、設立10年以内の協同組合等に限定(但し、設立が各都道府県または全国に1つに限定されているものは引き続き適用する)した上で、2年延長する。

### 成長力の強化・経済の活性化

#### 1. 省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置

- (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(エネ革税制)について、平成21年4月1日から2年の間に取得するエネ革設備の初年度即時償却。
- (2) 企業や事業所の資源生産性向上につながる設備投資等の促進や、資源生産性向上に向けた企業再編・企業間連携促進のための税制措置を創設(該当設備取得の場合、平成21年4月1日から3年間は特別償却30%(建物等は15%)の措置。但し、最初の2年間は初年度に即時償却が可能)。

### 事業承継税制の完成

#### 1. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予措置

- (1) 相続人が、経済産業大臣の認定(有効期間5年)を受けた非上場会社の議決権株式等を取得した場合、その議決権株式等に係る課税価格の80%に相当する相続税額については、相続人の死亡等の日まで納税を猶予する。

なお、「議決権株式等」とは、相続開始前から保有していたものも含めて、その中小企業者が発行している株式総数の3分の2までとする。

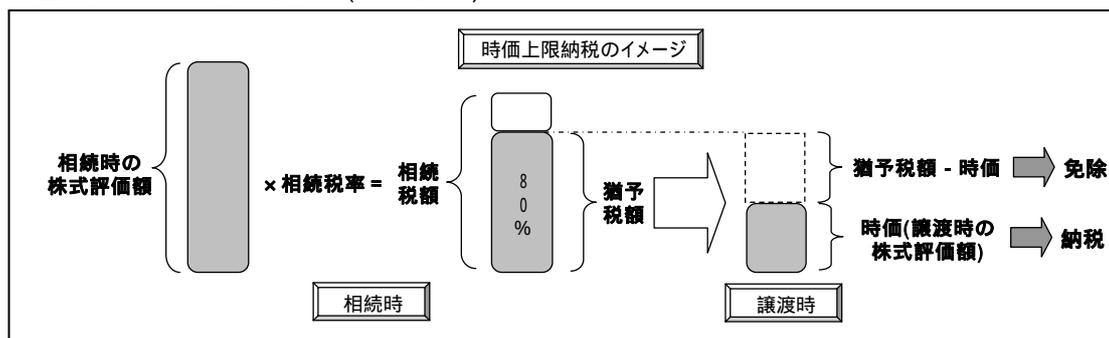
- (2) 次の項目に該当する場合、猶予税額の納付を免除される。

相続人が死亡した場合

会社が破産または特別精算した場合

次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業継続を図る場合

同族関係者以外の者に当該株式を一括譲渡した場合、納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る際に、その差額分の猶予税額を免除(下図参照)



#### 2. 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予措置

- (1) 後継者が、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、経済産業大臣から認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、贈与によりその保有株式等の全部を取得した場合、贈与税を全額免除する。

なお、「贈与によりその保有株式等の全部」とは、贈与前から保有していたものも含めて、発行済みの株式総数の3分の2までとする。

- (2) 猶予税額の納付・免除については、相続税と同様とする。

平成21年度税制改正については、今後、関係各税法の具体的な改正案等が国会に提出され、審議を経た上で決定されるため、国会審議の成り行きによっては変動が生じる場合がある。

## ～ 先進組合事例のご紹介 ～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

舞鶴蒲鉾協同組合					
所在地	〒624-0914 京都府舞鶴市下安久 1013 番地の 11			設立	昭和 47 年 10 月
出資金	70,900 千円	電話番号	0773-75-0865	F A X	0773-76-6061
地区	京都府舞鶴市	主な業種	水産練製品製造業	組織形態	産地組合
組合員数	5 人	専従理事	-	組合従業員	8 人
U R L	<a href="http://maizuru-k.com/">http://maizuru-k.com/</a>				
舞鶴湾の近海魚を利用した生すりみ加工からかまぼこ製造まで、これまで蓄積した高い品質管理技術によりコントロールし、確固たる「舞鶴かまぼこ」ブランドを構築した。					
<b>背景と目的</b>					
当組合は昭和 47 年に共同購買を目的に設立され、昭和 56 年には原料である生すりみの製造を開始し、全組合員に供給するとともに、組合独自に販路開拓を行うなど精力的に活動してきた。					
水産練製品は市場ニーズの漸減傾向は避けられず、原料事情においても、世界的漁獲量の減少などの影響を受けて厳しい状況になっており、組合の共同事業を通じて、組合員の今後の更なる結束と進化を目指す必要があった。このような中でも、平成 18 年には「舞鶴かまぼこ」が地域団体商標として登録された。これを契機に今後更なるブランド強化に取り組んでいく。					
<b>事業・活動の内容</b>					
当組合の事業がこれまで比較的順調にきた背景には、生すりみの共同生産を開始する際に、各組合員のすりみ製造機を組合に移転し、すりみ製造は組合で行い、全量供給されたすりみを元に、かまぼこを製造するのは組合員という完全に分業された機能分担体制を確立したことがある。					
また、販路開拓に関しては、近畿圏の各生協との取引開始を機に、品質管理体制を強化したことが、今日の組合の品質管理体制の基礎となっている。					
<b>成果</b>					
事業は順調に推移し、平成 18 年度においては、共同購買事業(すりみ、調味料、かまぼこ板、包装資材等の購買)の売上が 314,599 千円、共同販売事業(組合員の製造したかまぼこ等の卸・小売店への販売)の売上が 80,460 千円となっている。					
また、品質管理においても、組合の品質検査基準と管理システムを活用し、数値管理するなど、製造技術・品質技術も大きく向上しており、今後も更なる品質向上を目指している。さらに販路開拓に関しても、近年のネット環境の進化を見据え、ネット通販に取組む組合員も出てきている。					

## 岩手県の産業別最低賃金が改定

岩手県の地域別最低賃金が、平成 20 年 10 月 30 日から、時間額 628 円に改正されている。また、5 つの産業について、産業別最低賃金が平成 20 年 12 月 27 日(各種商品小売業については平成 21 年 2 月 1 日)から、改正され発効されることとなった。最低賃金は、国が賃金の最低限度を定める制度であり、パート、臨時、派遣、アルバイトなどを含め、全ての労働者に最低賃金以上の賃金を支払う必要がある。

業種	時間額	発効日
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	701 円	平成 20 年 12 月 27 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	685 円	平成 20 年 12 月 27 日
光学器械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	688 円	平成 20 年 12 月 27 日
各種商品小売業	697 円	平成 21 年 2 月 1 日
自動車小売業	707 円	平成 20 年 12 月 27 日
鉄鋼業	715 円 (日額 5,714 円)	平成 12 年 12 月 10 日

本件の問い合わせは、岩手労働局労働基準部賃金室 電話 019-604-3008 FAX019-604-1534 まで。

## 【会 員 動 向】

山田町商業事業協同組合	マイバッグでポイント付与	12/8
山田町商業事業協同組合(三ヶ尻隆雄 理事長)は、山田町商工会の中心市街地活性化委員会が12月1日から展開するマイバッグ運動に協力。店舗にマイバッグを持参し、レジ袋を使わない買い物客には組合で実施している大漁ポイントカードのポイントを付与することとなった。		
協同組合江釣子ショッピングセンター	家庭の廃食油回収、バイオディーゼル燃料(BDF)に	12/12
協同組合江釣子ショッピングセンター(高橋祥元 理事長)は、12月12日より家庭で使われた天ぷら油などの植物性廃食油の回収を開始。地域住民の環境に対する意識を高め、資源を再利用するリサイクルの取組を進めていくことが目的。		
花巻市浄化槽管理協同組合	花巻市と災害時の汚泥の撤去に関する協定を締結	12/12
花巻市浄化槽管理協同組合(八重樫尚男 理事長)は、花巻市と災害時の下水やし尿、浄化槽汚泥の撤去に関する協定を締結した。協定には地震や洪水などの災害時に関係施設や設備が破損した場合、市の要請を受け汚物の撤去や運搬を迅速に行うことを盛り込んでいる。		
水沢鋳物工業協同組合	南部鉄器干支「丑」展開催	12/25
水沢鋳物工業協同組合(及川敬 理事長)は、恒例となっている南部鉄器干支展を奥州市伝統産業会館キューポラの館で開催。今年の干支である「丑」の置物や小物などを展示。多くの来場者で賑わった。		
協同組合日専連盛岡	創立70周年記念式典開催	1/27
本年度で創立70周年を迎えた、協同組合日専連盛岡(村井晃 理事長)の記念式典・祝賀会がメトロポリタン盛岡ニューウィングで開催され、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。		

## ~改正組合法Q &amp; A~

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q、会計帳簿等の閲覧請求について、「正当な理由がないのに拒んではならない」とありますが、「正当な理由」とは何ですか。

A、この質問は、組合事務局からの問い合わせでした。

中協法第41条3項では、組合員は総組合員の3%(これより下回る割合も可)以上の同意で、組合に対し会計帳簿等の閲覧請求ができることになっています。これは、組合の業務取扱時間内はいつでも会計帳簿等の閲覧・謄写を請求できるということであり、この場合「正当な理由がないのに拒んではならない」と規定されています。但し、中協法41条では「正当な理由」に該当する記載がなく、組合の事務局では「請求があれば対応せねばならない」と思った訳です。ところで、改正組合法は会社法を多く準用しており、中協法第41条も会社法第433条を準用しています。ただ「正当な理由」の記載箇所は、組合法に移記されていません。ちなみに会社法433条第2項には、拒むための正当な理由として、請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したとき、請求者が会社の業務を妨げ、株主の協同の利益を害する目的で請求したとき、請求者が会社業務と実質的に競争関係の事業を営み、又はこれに従事しているとき、請求者が閲覧・謄写により知った事実を、利益を得て第三者に通報するため請求したとき、請求者が過去2年以内において閲覧・謄写で知った事実を、利益を得て第三者に通報したことがあるとき、の5つが規定されています。上記会社法の規定を受けて「中小企業等協同組合法逐条解説(中小企業庁監修・全国中央会編集、第一法規出版刊)」では、正当な理由として「閲覧・謄写により知った内容を競業者に通報しようとし、又は通報したことがある場合」「決算事務等で組合が使用している場合など、組合利益を害し又は不当な時期に請求されたとき」等が該当すると記載されています。なお本来は、帳簿組織等の透明性・適正性の確保のための請求措置であるので、組合を不必要に混乱させるための請求であってはなりません。

## 「活路開拓事業等の募集(21年度分)」開始のお知らせ(全国中央会)

平成21年度の「中小企業組合等活路開拓事業」等の募集について、1月15日より募集が開始されている。事業名及び補助金額、今後の日程等は次のとおり。

### 【補助対象】

組合の他、社団・財団、共同出資会社、LLP、任意グループ。平成21年1月15日現在で設立後1年以上。

### 【中小企業組合等活路開拓事業】…補助対象数は全国で80組合等

中小企業者の課題改善等の事業への支援。謝金・旅費・委託費・機械等購入費他。補助金限度額 12,118千円。補助率 6/10。

### 【組合等自主研修事業】…補助対象数は全国で100組合等

組合等が会員宛に行う研修事業を補助。謝金・旅費・会場借料他。補助金限度額 210千円。補助率 6/10。

### 【組合等 web 構築支援事業】…補助対象数は全国で135組合等

Web サイト制作経費の補助。委員手当・旅費・委託費他。補助金限度額 600千円。補助率 6/10。

### 【組合等情報ネットワークシステム等開発事業】…補助対象数は全国で35組合等

情報システム構築等、IT活用による経営革新事業を補助。委員手当・謝金・委託費他。補助金限度額 12,118千円。補助率 6/10。

### 【今後の日程】

募集開始(1/15) 応募締切(3/2、全国中央会に必着) 書類審査(3月中旬) 選考委員会・採否決定(4月上旬) 交付申請説明会(4月中旬、自主研修事業は説明会なし) 補助金交付申請書の受付(4月下旬以降) 補助金交付決定・事業開始 日程は予定であり、変更する場合がある。

なお、本会では、助成希望組合の把握のため、「全国中央会助成事業希望調査票」を会員組合宛に発送している。この希望調査票の締め切りは平成21年2月10日(火)まで。

本会では、活路等の助成事業の応募に際し、多くの助成希望が受け入れられるよう、計画書の作成等に関する支援を行っております。応募希望の組合等にあつては、是非とも本会支援の活用をご検討ください。

本件担当 連携支援部 電話 019-624-1363 FAX019-624-1266 E-mail:webmaster@ginga.or.jp

## 「共済事業を行う事業協同組合等に係る検査マニュアル」の公表(中小企業庁)

中小企業庁では、共済事業を実施する事業協同組合等へ検査官が検査を行う際に用いる手引き書として、標記マニュアルを作成し、ホームページに公開している。内容は、本マニュアルを使って検査を行う際の留意事項の他、内部管理体制、法令等遵守態勢、オペレーション・リスク、資産運用リスク、共済引受リスク、仕組開発、財務の健全性・共済計理、利用者保護、共済募集の確認検査用チェックリストで構成されている。共済事業実施組合が独自に本マニュアルを活用し、より詳細な規定の作成等を行うことが期待されている。

また、本マニュアルの公表に併せて、「事業協同組合等の共済事業に関する平成20年度における検査の基本方針及び検査周期」も公表されている。内容は、検査の基本的考え方、検査の重点項目(法令遵守態勢、内部管理態勢、財務の健全性確保)、中小企業庁所管及び経済産業局所管の事業協同組合等については、検査官による毎年の検査を実施することが定められている。

本件の詳細は、中小企業庁 経営支援課 電話 03-3501-1763 若しくは中小企業庁ホームページ内を参照。

(検査マニュアルの閲覧) <http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/2009/090105KensaManual.htm>

(検査方針・周期の閲覧) <http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/2009/090105KensaHoushinH20.htm>

## 「中小企業経営安定資金(県単融資制度)」の保証枠の増枠(岩手県)

岩手県では、中小企業経営安定資金に「原材料高対策」枠を設けるなど、信用保証協会・金融機関等と連携して中小企業者に対する円滑な資金供給に努めてきたが、昨年末の資金需要及び緊急保証制度の活用により、当資金の利用が急増しているため、融資実績が年間の融資枠である180億円を超える見込みとなったことから、融資枠を56億円増枠し、年間融資額を236億円とすることを発表した。

本件に関する問い合わせは、岩手県商工労働観光部 経営支援課金融担当 電話 019-629-5541 または E-mail:AE0002@pref.iwate.jp まで。

## 景況感は悪化が続く(平成20年12月)

### 全体の概要

12月は、世界経済の停滞や急激な円高が輸出関連産業に打撃を与え、大幅な受注減と設備操業度の低下、燃料の値下がりによる大幅なコストダウン要求もあり、収益はさらに悪化傾向にある。

そして、景気対策過剰報道で不況感のあおりを受け、消費者購買力の低迷による売上げ不振が続く。また、雇用問題も益々厳しく、県内中小企業の景況は、先行きが見えず悪化し続けている。

### 主な業界及び地域組合等の動向

#### 漬物製造業

米関連の景気対策過剰報道で、心理的不景気が市場に蔓延し、買い控えが目立つ。先行き不安。

#### 菓子製造業

最需要期だったが、前年割れ。客単価の減少が顕著、消費者心理が相当悪化しつつあるのではないかと懸念されている。

#### 一般製材業

景気悪化の中で木材製品の需要ははかばかしくなく、経営状況は良くない。

#### 銑鉄鋳物製造業

国内は買い控えにより消費者購買力が低迷、機械鋳物は景気後退により受注量はさらに減少。燃料の値下がりやユーザーからの大幅なコストダウン要求があり収益はさらに悪化。

#### 金属製品製造業

建物や工事が小型化、売上が上がらない。

#### 一般機械器具製造業(花巻市)

受注量がさらに減少し、従業員の一部休業や操業時間短縮が出始めている。

#### 酒・調味料小売業

経済不況・生活不安による節約志向のより安い新分野への移行、良い酒を求める購買動向も根強く、消費構造の二極化が進む。

#### 野菜・果実小売業

不況による消費の減少で入荷減でも価格が上がらず、これまでの実績や経験は通用しない時代が到来か。

#### 燃料小売業

県内の小売価格は、大幅低下した12月積みで国内流通することから、仕入価格の低下により販売価格面で消費者への還元が期待できる状況にある。

#### 各種商品小売業

マスコミによる不況感のあおり等消費は大きく冷え込み、売上単価減少。特に衣料品関連は厳しい。

#### 商店街(盛岡市)

全般に売上は冷え込んだ状況。生活行動にも表れ外食が減る。これまでにない経済環境。

#### 商店街(久慈市)

消費環境が一段と厳しく、景況は業種に関係なく悪い。

#### 自動車整備業

じわじわと影響が出始め、店別格差が鮮明になりつつある。

#### 建物サービス業

景気の冷え込み、来年度の契約に影響。委託料の下落、契約内容の見直し等かなり厳しいものとなる。

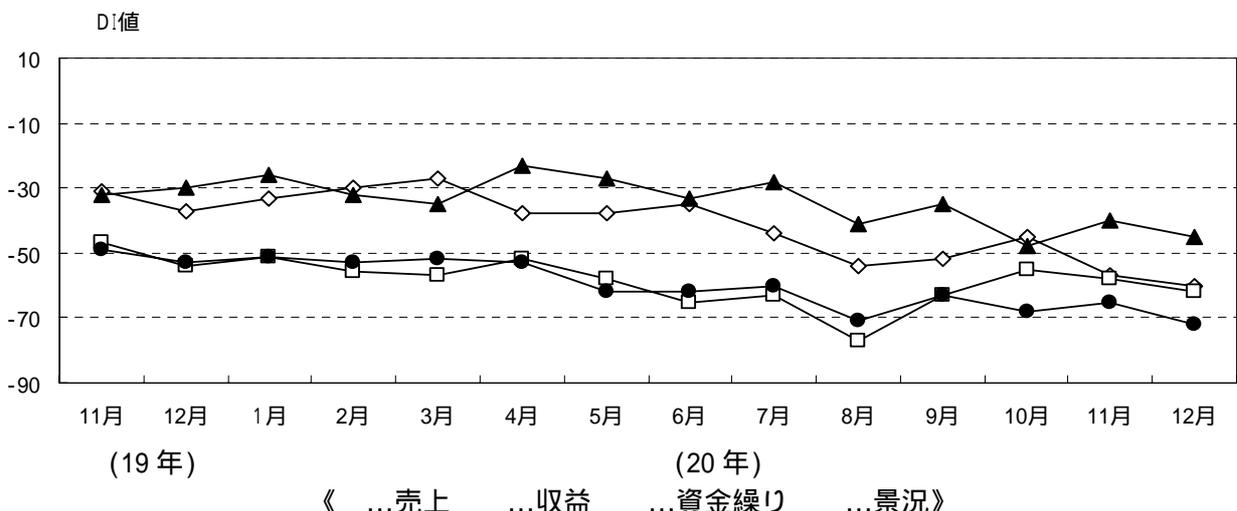
#### 板金工事業

公共工事の削減による請負価格の下落のため労働者賃金の引下げを余儀なくされている。

#### 一般乗用旅客自動車運送業

依然として減収、輸送人員・輸送回数とも落ち込む。燃料は値下がりしているものの、厳しい情勢が続く。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年12月~H20年12月)



**改正組合法に対応した議事録・決算関係書類等様式を本会ホームページに掲載しました！**

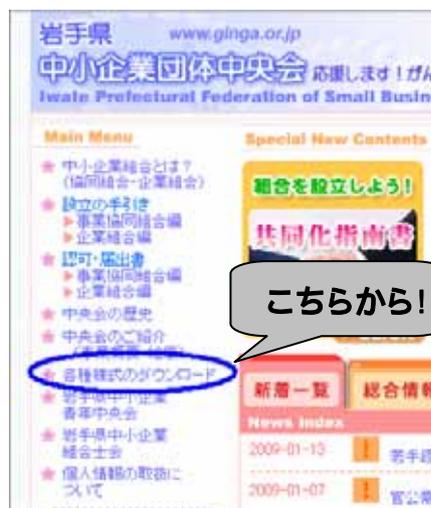
会員組合の皆様には既にご理解いただいていることと存じますが、会社法の施行等により中小企業組合に関する法律が改正されたことに伴い、中小企業組合の運営に関する制度の見直しが行われました。

皆様に共通する事項で特に大幅な変更のあった点は、通常総会開催までの手続、総会・理事会議事録の記載事項、決算関係書類の作成基準等です。この度、下記の議事録、決算関係書類等の様式を作成し、本会ホームページに掲載致しましたので、適宜ご活用いただければと思います。

ご希望の組合にはフロッピーディスクに保存したものを郵送等で御提供いたしますので、ご入用の際には本会までご連絡下さい。

**1. 掲載した様式**

議事録関連	
総会議事録 (Word ファイル)	理事会議事録 (Word ファイル)
決算関係書類関連	
財産目録 (Excel ファイル)	事業報告書 (Word ファイル)
損益計算書 (Excel ファイル)	監査報告書 (Word ファイル)
剰余金処分案 (Excel ファイル)	
損失金処理案 (Excel ファイル)	



こちらから！

**2. 掲載した場所**

URL : <http://www.ginga.or.jp/ginga/download/download.html>

本会ホームページ(<http://www.ginga.or.jp/>)のトップページ左部分「Main Menu」内にある『各種様式のダウンロード』からもご覧いただけます。

**各種講習会開催のご案内**

**改正組合法講習会(一関地区)**

日 時：平成 21 年 2 月 13 日(金) 13:30～  
場 所：ベリーノホテル一関  
(一関市山目字三反田 179)

詳細については本会連携支援部までお問い合わせ下さい。

**改正組合法講習会(盛岡地区)**

日 時：平成 21 年 2 月 23 日(月) 13:30～  
場 所：ホテルルイズ  
(盛岡市盛岡駅前通 7-15)

**組合決算講習会**

日 時：平成 21 年 3 月 5 日(木) 13:30～  
場 所：岩手県自治会館  
(盛岡市山王町 4-1)

詳細については本会統括指導センターまでお問い合わせ下さい。

**組合監査講習会**

日 時：平成 21 年 3 月 17 日(火) 13:30～  
場 所：アイーナ(いわて県民情報交流センター)  
(盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 7 番 1 号)

**岩手県中小企業団体中央会第 54 回通常総会開催(予定)のご案内**

日 時：平成 21 年 5 月 13 日(水) 15:00～

場 所：盛岡市ホテル東日本 (盛岡市大通 3 丁目 3-18 TEL:019-625-2131)

詳細については本会連携支援部までお問い合わせ下さい。

**主要日誌 (1月1日～1月31日)**

<p><b>中央会主催事業</b></p> <p>1/26 労働契約等個別相談会(盛岡地区)</p> <p>1/28 若手経営者連携交流フォーラム</p> <p><b>関係機関・団体主催行事への出席等</b></p> <p>1/ 8 河南地区飲食店連合会役員会</p> <p>1/14 次世代育成支援対策推進センター全国会議 社会貢献事業創造セミナー</p> <p>1/16 地域労使就職支援機構運営委員会</p>	<p>1/22 第 2 回タウンマネージメント・アドバイザー会議 社会貢献事業創造セミナー</p> <p>1/23 地域密着型金融に関する推進会議</p> <p>1/26 第 3 回岩手県仕事と生活の調和推進会議</p> <p>1/27 中小企業金融連絡会議</p> <p>1/29 貸付審査委員会</p> <p>1/30 (社)岩手県緑化推進委員会緑の募金運営協議会 花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業審査委員会</p>
---	---